

【勤務地：東京都千代田区】

## 期間業務職員の採用について

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）では、期間業務職員を募集します。

<u>職種</u>	一般事務補助
<u>雇用形態</u>	非常勤
<u>雇用期間</u>	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※ 雇用期間終了後、勤務成績等により再採用されることも可。
<u>資格</u>	高校卒以上で、パソコン操作が可能な方（Word、Excel等）。 明るく、協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲があること。 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受け ることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日 から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主 張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心神耗弱を原因とするもの以外)
<u>就業時間</u>	8：30～17：15 ※ 仕事内容によっては時間外勤務を伴うことがあります。 ※ 就業時間については変更となる場合があります。
<u>休憩時間</u>	12：00～13：00
<u>休日</u>	土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
<u>休暇</u>	年次休暇10日（採用日に付与。再採用時に繰越可。） ※ その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。
<u>給与</u>	日給月給制
<u>日給</u>	11,190円～14,390円／日（学歴・職歴等を考慮の上決 定） ※ 給与法改正等に伴い変更となる可能性があります。

	その他、賞与、通勤手当、住居手当（月額28,000円以内）、超過勤務手当あり。
<u>退職手当</u>	一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。
<u>勤務地</u>	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング
<u>加入保険</u>	雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）、厚生年金保険に加入。 ※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。
<u>仕事内容</u>	一般事務補助 (電話応対、パソコンによる文書の作成、旅費請求事務（SEABISを使用した手続き※一部担当）、資料コピー・整理、物品管理、その他状況に応じて職員等（自治体や民間からの研修名義の者等も含む）の指示した業務等)
<u>採用人数</u>	若干名
<u>応募要領</u>	郵送又はメールで応募書類を添付して応募してください。
<p>＜応募書類＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・履歴書（カラー写真貼付、志望動機、メールアドレス記載）</li><li>・職務経歴書（過去に従事した業務内容を具体的にまとめたもの）</li></ul> <p>※応募書類は返却いたしません。責任を持って破棄いたします。</p>	
<p>【メールによる送付先】</p> <p>メールアドレス：sougouseisaku.soumu-j@cfa.go.jp 担当：総務調整係 件名：「こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）期間業務職員（一般事務補助）応募」</p>	
<p>【郵送による送付先】</p> <p>〒100-6003 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング22階 こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）総務調整係 ※封筒に「期間業務職員（一般事務補助）選考書類在中」と記載ください。</p>	
<u>応募期限</u>	郵送：令和8年2月13日必着 メール：令和8年2月13日17時受信分まで
<u>試験</u>	1次選考 書類審査 2次選考 面接 ※応募期限前であっても隨時面接を行います。

※書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方へのみ、2次選考の日時、場所等をご連絡いたします。メール制限をしている方は受信可能にして下さい。ドメイン：@cfa.go.jp

問い合わせ先 メールアドレス：sougouseisaku.soumu-j@cfa.go.jp

※問い合わせについては、メールでのみ対応します。

その他の

- ・採用内定者には、各種書類の提出、在職証明書の提出があります。
- ・身分証明証にマイナンバーカードを使用します。お持ちでない方は、マイナンバーカードの取得をお願いいたします。